

平成 2 9 年 5 月 8 日開催

第 2 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成29年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成29年5月8日(月)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時14分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 15人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	上野	善博
委	員	1番	菅井	誠
委	員	4番	鈴木	和弘
委	員	5番	林	秀和
委	員	7番	早川	剛司
委	員	8番	中村	肇
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	菅井	美徳
委	員	11番	遠藤	政彌
委	員	12番	服部	紘雄
委	員	13番	大河原	正一
委	員	14番	石丸	博雄
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	小野	人司

5. 欠席委員 3人

委	員	2番	西原	弘子
委	員	3番	梶田	政實
委	員	6番	須藤	智弘

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	15番	相田	幸博
委	員	7番	早川	剛司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について

議案第2号 下限面積(別段面積)の設定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画について

議案第8号 あっせん委員の指名について

議案第9号 現況証明願いについて

#### 7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	河本 伸二
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	森谷 智之
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一
農地・農業振興担当主任	原 吉生

#### 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成29年度第2回（H29.5.8）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、15番 相田委員、7番 早川委員の両名を指名します。

議長 次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

#### ◆ 諸般の報告

1. H29.4.7（金）13：30～  
第1回農業委員会総会

2. H29.4.7（金）20：00～  
遠軽町青少年クラブ平成29年度定期総会【網走農業改良普及センター  
遠軽支所】小川係長、原主任出席  
【内 容】  
平成28年度の活動報告と収支決算、平成29年度の事業計画（案）  
と収支予算（案）の協議を行っております。

3. H29.4.10（月）～11（火）  
第94回オホーツク農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会  
長・事務局長会議【ホテル黒部】新国会長、河本事務局長出席  
【内 容】

平成28年度オホーツク優良農村青年表彰が行われ、13人の方が表彰されました。総会では、平成28年度事業報告と収支決算、平成29年度事業計画と収支予算（案）が提案され、承認を受けています。

また、総会後に行われた地区別会議では、平成30年度に向けた農業予算に関する要望等について協議しております。

4. H29. 4. 26（水）10：30～

町長と農業委員選任についての打合せ【役場町長室】河本事務局長、小川係長出席

【内 容】

新しく公布された「定数条例」等とその後の経過及び今後のスケジュールについて説明を行っております。

5. H29. 4. 26（水）13：00～

平成29年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会【役場3階大会議室】河本事務局長出席

【内 容】

平成28年度の農畜産各事業実績報告と平成29年度主要事業予算についての説明がありました。会議の中で平成28年農作物調査の報告が行われ、今回資料として配布しております。

また、10月を目標に新たな農業担い手支援協議会を立ち上げる予定となっております。詳細についてはお配りした資料をご参照願います。

◆今後の予定

1. H29. 5. 15（月）10：00～

オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市農業委員会会議室】河本事務局長出席予定

2. H29. 5. 22（月）～23（火）

農業者年金業務新任職員研修会【札幌市自治労会館】事務局職員出席予定

3. H29. 5. 24（水）13：30～

市町村農業委員会職員基礎研修会【札幌市自治労会館】事務局職員出席予定

4. H29. 5. 28（日）～31（水）

平成29年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会  
全国農業委員会会長大会 【文京区文京シビックホール】

北海道選出国會議員要請集会【千代田区星陵会館】

新国会長出席予定

5. H29. 6. 5（月）13：30～

第3回農業委員会総会

6. H29. 6. 1（木）～28（水）

農業委員会委員募集

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議 長 　それでは、議案第1号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。  
　　事務局から、議案を説明させます。  
（事務局　議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。  
　　議案書をご覧ください。

別紙様式2をご覧ください。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

#### I 農業委員会の状況について

1 農業の概要については、農地台帳面積で8,239ha、総農家数178戸うち販売農家数が126戸となっており、農業就業者数が293人、認定農業者が89経営体、農業参入法人1経営体となっております。

2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、旧制度に基づく体制となっております。選挙委員14名、選任委員4名の合計18名となっております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の現状としまして管内の農地面積が7,695ha、集積面積が5,866haで集積率は76.23%となっております。課題として後継者不足による高齢化や離農者が増加する傾向にあり、新たな農業担い手の確保が厳しい現状にあることから、農地集積が難しくなっています。2の実績としましては、集積目標100haに対しまして集積実績451haで達成状況は451%となっております。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成28年度実績で0経営体となっております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、未然防止を目標としていたが新規に遊休農地が発生した。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとしています。

V 違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0haとなっており、活動実績としては7・8月に農地パトロールを実施しています。

事務局 VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務ともに処理期間は20日と標準処理期間を下回っております。3農地所有適格法人からの報告については、15法人全てから報告を受けており、4情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

VIII事務の実施状況の公表等についてでございますが、1総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。活動計画の点検・評価の公表については事務局に備え付けております。

続いて、別紙様式1平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

I農業委員会の状況については3ページと同様ですので、割愛します。

II担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を100haとしております。

III新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1経営体としております。

IV遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7haとし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

V違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「下限面積（別段面積）の設定について」の説明をいたします。  
議案書をご覧ください。

下限面積（別段面積）の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところに

事務局 よりこれを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。

また、「農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなった。

このため、今年度の下限面積（別段面積）の設定について審議し、次のとおり設定する。

なお、設定後は、その内容を遠軽町ホームページに掲載するものとする。

#### 記

#### 1 農地法施行規則第17条第1項の適用について

①方針 現行の下限面積（別段面積）2haの変更は行わない。

②理由 2015年世界農林業センサスで、町内の農家で2ha以上の農地を耕作している農家が、全農家数の8割を超えているため。

#### 2 農地法施行規則第17条第2項の適用について

①方針 現行の下限面積（別段面積）2haの変更は行わない。

②理由 町内の耕作放棄地率は0.29%と低い状況であるため。

16ページに2015年世界農林業センサスを掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

#### 1 用途区分変更の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●の内」・現況地目「畑」・面積（㎡）「2,979」

- 事務局 2 用途区分変更後の土地利用計画  
農業経営の安定、拡大のため乾草庫を建設する。
- 3 用途区分変更後の土地利用計画面積  
2, 979 m<sup>2</sup>
- 4 用途区分変更の理由  
農業用施設建設のため  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)
- 事務局 この件につきましては、申請者が農業用施設を建設するための計画変更申請があった件でございます。  
場所につきましては、次のページをご参照願います。  
以上で説明を終わります。
- 議長 これより、議案第3号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:50~13:50)
- 議長 再開します。  
これより、議案第3号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。
- 相田委員 本件は、牛舎(乾乳舎)建設の申請なのか?
- 事務局 議案の訂正をお願いします。18ページ及び24ページの「乾燥庫」と記載されている箇所を「乾草庫」に訂正願います。  
本件は、牧草の倉庫(乾草庫)の建設になります。
- 議長 そのほかに質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)
- 議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第3号の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:53~13:53)
- 議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第3号「農業振興地域整備計画変更(用途区分変更)について」



議長 は、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、使用貸借でございます。

整理番号1・所在「●●●、●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 28,932」・貸主「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 28,932」・申請理由「効率的な農業経営を営む」・借主「●● ●●」・労働力(人)「4」・経営面積(㎡)「0」・申請理由「法人を設立し効率的な農業経営を営む」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

この件につきましては、設立した法人に対して新規で使用貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

- 事務局 1 申請人の住所氏名  
紋別郡遠軽町●●●  
農業 ●● ●●
- 2 申請の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「2, 979」
- 3 申請の理由  
農業用施設（乾草庫）を新築する。
- 4 施設の概要  
名称「乾草庫」・棟数「2」・面積（㎡）「907」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、議案第3号と同様、農業用施設を建設する件でございます。農地区分は農用地区域にある農地と判断されます。  
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：58～13：58）

議長 再開します。  
これより、議案第5号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第5号の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。（13：59～13：59）

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長 事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「農地法第5条(使用貸借)の規定による許可申請について」  
を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

貸 主—紋別郡遠軽町●●●

農業 ●● ●●

借 主—紋別郡遠軽町●●●

砂利採取業 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況  
は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「2,400」

3 申請の理由

貸 主 — 該地は砂利混じりで表土が薄く50cm位下部には砂  
利層があり耕地としての利用価値が低いので砂利採取  
をし、土地改良をするため該地を貸したい。

借 主 — 農地以外での砂利採取が困難であり、土地改良を目的  
とし、農地に適する土で埋め戻す事を条件にした砂  
利採取のため、平成29年12月31日まで使用貸借  
したい。

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、今年の第1回総会で審議しました砂利採取の  
一時転用申請があった農地です。昨年取りきれなかった砂利を採取する  
ため、改めての申請であり、農地区分は農用地区域にある農地と判断され  
ます。  
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第6号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号10につきましては、賃貸借でございます。

整理番号10、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(㎡)「26,942」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H29.5.15」・終期「H34.3.31」・期間「4年10ヶ月」・金額(円)「10a4,500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、平成28年度第8回総会で合意解約した農地について、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第7号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第8号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第8号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

事務局 1 あっせん申出人  
札幌市●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外9筆」・地目「公簿及び

事務局 現況は全て畑」・面積（㎡）「10筆合計 76,990」

3 あっせん申出の内容

売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第8号「あっせん委員の指名について」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号のあっせん委員については、2番西原委員、8番中村委員を指名します。

各委員は、宜しく申し上げます。

議長 次に、議案第9号「現況証明願いについて」5件を議題とします。事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第9号「現況証明願いについて」の5件を説明いたします。議案書をご覧ください。

整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「604」・申請者「遠軽町●●●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番林委員、13番大河原委員、15番相田委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、本件は申請者本人からの希望があったため、会長及び地域担当の委員の了解を得て4月20日付けで証明書を発行しております。

なお、現地の確認につきましては、5番林委員、13番大河原委員、15番相田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2筆合計 27,816」・申請者「恵庭市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番林委員、15番相田委員、4番鈴木委員」  
（整理番号5同様、議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番林委員、15番相田委員、4番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「32,803」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、14番石丸委員、16番小野委員」  
（整理番号5同様、議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、14番石丸委員、16番小野委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号8、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「84,692」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、14番石丸委員、16番小野委員」  
（整理番号5同様、議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、14番石丸委員、16番小野委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号9、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・

事務局 現況「農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「254」・申請者「遠軽町●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「7番早川委員、12番服部委員、6番須藤委員」  
（整理番号5同様、議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、7番早川委員、12番服部委員、6番須藤委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第9号「整理番号5」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないということで、「整理番号5」については、先ほどの事務局からの説明にもありましたが、すでに現況証明を発行していますので、ご承認をいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長 それでは「整理番号5」については、ご承認いただいたと認めます。

議長 次に、議案第9号「整理番号6」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第9号「整理番号6」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第9号「整理番号7」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第9号「整理番号7」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第9号「整理番号8」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第9号「整理番号8」について、原案のとおり決定することにご異  
議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第9号「整理番号9」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
議案第9号「整理番号9」について、原案のとおり決定することにご異  
議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、平成29年度第2回の農業委員会総会を閉会します。